

1 避難確保計画

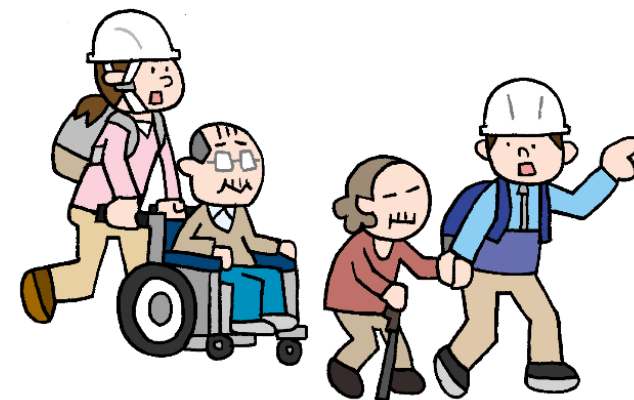
1 避難確保計画とは

- 水防法等の改正（平成29年6月施行）に伴い、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、避難確保計画（以下「計画」という。）の作成及び計画に基づく訓練の実施並びに市町村への報告が義務付けられています。
- 各対象施設の所有者又は管理者の皆様におかれましては、施設利用者の避難の確保を確実なものとするため、計画の作成と訓練の実施、本市への報告を行っていただきますようお願いいたします。

2 計画の策定内容

- 避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項を定めた計画です。

- ・ 防災体制
- ・ 避難誘導
- ・ 施設の整備
- ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を設置した場合）
- ・ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置



1 避難確保計画

3 計画の作成

- 各施設の立地条件、周辺状況、利用者の特性や職員体制に応じた計画を作成してください。
- また、計画を作成・変更したときは、遅滞なく、当該計画を市長村長へ報告する必要がありますので、計画と共に、以下の書類を本市に提出してください。

- ・ 要配慮者利用施設 避難確保計画作成（変更）報告書
- ・ 避難確保計画チェックリスト
- ・ 避難確保計画 計画書

⇒ **いずれも1部（押印不要）御準備いただき、御提出ください。**

※ 既に御提出いただいている場合は、再度提出いただく必要はありません。

- なお、本市ホームページ（京都市情報館）に、計画作成に必要な事項をまとめたひな型等を掲載しておりますので、御活用ください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000309747.html>

- また、国土交通省のホームページに避難確保計画を作成・活用される際の手引きや、計画の作成・確認のポイントを示した動画等が掲載されておりますので、参考に御活用ください。

URL : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

1 避難確保計画

4 訓練の実施

- 作成した計画に基づき、「避難誘導」や「情報収集・伝達」等の訓練を実施してください。
- 訓練の実施頻度は、職員や利用者の方々の出入り等を考慮し、1年に1回以上の実施を標準としてください。

5 訓練の報告

- 訓練実施後、概ね1か月以内を目安に、「避難訓練実施結果報告書」を1部御準備（押印不要）いただき、御提出ください。
訓練を複数回に分けて実施する場合は、最終回にまとめて提出することができます。
なお、「避難訓練実施結果報告書」の様式については、本市ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。
URL：<https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>



1 避難確保計画

6 提出先について

- 計画及び訓練の実施報告の提出先については、施設種別に応じて提出先が異なりますので、以下のホームページに掲載されている「提出先一覧」を御確認ください。

U R L : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>



2 業務継続計画（BCP）

1 業務継続計画（BCP）について

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度障害福祉報酬改定において、全ての障害福祉サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられました。令和6年3月末をもって経過措置期間が終了し、令和6年4月からは、義務付けが完全適用されています。
- また、令和6年度障害福祉報酬改定においては、業務継続計画に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設されました。

2 計画作成及び訓練の実施について

- 社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。
- また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも有効です。
- 以下の厚生労働省のホームページにおいて、社会福祉施設・事業所における感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続ガイドライン、ひな型、研修動画等が掲載されておりますので、これらを参考としていただき、計画作成及び訓練の実施を行っていただきますようお願いします。

< 厚生労働省ホームページURL >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



2 業務継続計画（BCP）

3 「業務継続計画未策定減算」の算定条件等について

- 経過措置が適用される場合を除き令和6年4月1日から減算の適用
- 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。